

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定すること
について

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期を定めた職員の採用及びその職員の給与の特例について定めるため、制定するものがあります。

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定める。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者をその専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、その者をその業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、その専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることにより、又はその専門的な知識経験の性質により、その専門的な知識経験が必要とされる業務にその者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、その専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) その業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な

知識経験を必要とするものであることにより、その業務にその者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員をその業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供するサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員をそのサービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員をその職員の業務に従事させることがその業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）第12条の2の規定による介護休暇の承認
- (2) 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の3の規定による介護時間の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休暇の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、その職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

- 2 特定任期付職員の号給は、その職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認める職員に対し、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条、第8条の3、第12条から第14条まで、第15条の2及び第18条から第18条の3までの規定

は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）に定める特定任期付職員業績手当」と、第15条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。
- 3 給与条例第5条第5項から第10項までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。
- 4 給与条例第7条及び第8条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（委任）

第9条 この条件の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（秦野市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 秦野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第11項中「いう。）」の次に「及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）」を加える。

第5条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条中「いう。）」の次に「及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第17条第3項及び第18条第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加える。

第18条の4（見出しを含む。）中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第18条の5中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 3 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条」に改める。

（秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「採用されたもの」の次に「及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用されたもの」を加える。

第18条の見出し中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「第2項」の次に「又は秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条」を加える。

（秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

- 5 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「いう。）」の次に「及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第6条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第10条中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第15条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第 号）第4条の規定により採用される職員

第3条第7号中「その任期の末日を」を「任期を定めて採用された職員であって、その任期の末日を」に、「非常勤職員」を「もの」に、「その育児休業に係る子について、その任期が」を「その任期を」に、「満了後に同一の職に引き続き」を「満了後引き続いて同一の職に」に、「、その任期」を「、その育児休業に係る子について、その更新前の任期」に、「その引き続き採用される日」を「その採用の日」に改める。

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定すること について

1 条例制定の背景

地方行政の高度化、専門化が進む中で、高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や期間が限定される行政ニーズへの効率的な対応の必要性があることから、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的に、平成 1 4 年 7 月に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されました。

2 制定の理由

本市においても、行政のデジタル化の推進、新型コロナウイルスによる業務量の増加等に伴い、より多様な人材を確保する必要性が増している状況であることから、公務に有用な専門的知識経験等を有する者を任期を定めて採用し、それにふさわしい給与を支給することができるよう任期付職員の採用等に関する条例を制定するものです。

3 条例の内容

(1) 任期付職員の採用

- ア 専門的な知識（法第 3 条）による採用
- イ 業務量との関連（法第 4 条）による採用
- ウ 短時間勤務職員（法第 5 条）による採用

(2) 給与に関する特例

給与については、一般職職員に準じる。ただし、専門的な知識（法第 3 条）により採用された職員の給与については、別の給料表を条例で定める。

4 施行日

令和 5 年 1 月 1 日

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則制定案
のあらまし

1 任期を定めた採用の公正の確保

条例第 2 条各項の規定により、職員を選考により任期を定めて採用するとき、従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無について、その者の資格、経歴、実務の経験等に基づく経歴評定その他客観的な判定方法により公正に選考しなければならないこと。

2 人事異動通知書の交付

次に掲げるときは、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならないこと。

- (1) 任期付職員を採用したとき。
- (2) 任期付職員の任期を更新するとき。
- (3) 任期付職員を異動させるとき。
- (4) 任期の満了により任期付職員が退職するとき。

3 特定任期付職員の号給の基準

条例第 7 条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める号給とすること。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して業務に従事するとき 1 号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して困難な業務に従事するとき 2 号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務に従事するとき 3 号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務に従事するとき 4 号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事するとき 5 号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が、その知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事するとき 6 号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が、その知識

経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事するとき 7号給

4 特定任期付職員業績手当

1 2月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から基準日までの間に、その者の特定任期付職員としての業務について特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、基準日の属する月の秦野市職員の給与に関する条例第18条の3に規定する期末手当の支給日に支給するものとする。

5 一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例

- (1) 一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で秦野市職員の給与に関する条例第4条第1項各号の給料表を適用する者のうち、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第5の2に定める学歴免許等の区分により採用された者に相当すると認められたものについては、その区分を適用すること。
- (2) 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用するときにおけるその職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、その遡った日において、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1から別表第5までの規定により算定した初任給の号給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合にその採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができること。